

物品等購入にあたっての販売規約

本販売規約（以下「本規約」とします）は、株式会社システムオリジン（以下「弊社」とします）がお客様に提供する各種サービスに関連する、弊社製品または他社製品（以下「本件製品」とします）をご購入される場合の弊社とお客様の間の権利義務を定めるものです。お客様が関連製品をご購入するに際しては、お客様は本規約にご同意いただいたものとみなします。

第1条（本規約の適用）

弊社は本規約に基づき、お客様に本件製品を販売いたします。

2. 本規約は、事前に書面等で通知することなく変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

第2条（個別契約）

本規約に定める事項の外、商品名、数量、単価、納入予定日、設置・調整完了予定日、設置場所、支払期日、支払方法、その他購入に必要な事項は、個別契約書によって定めるものとします。

第3条（納入・据付および調整）

弊社は、関連製品を個別契約書に記載の設置場所に納入し、お客様が本件製品を使用できる状態に調整を行います。

2. 設置が必要となる製品につきましては、お客様は個別契約書の納入予定日までに設置場所において下記の受入準備を完了していただくものとします。

- (1) スペースの確保
- (2) 電源工事
- (3) LAN配線工事
- (4) 通信回線の引き込み

第4条（検収および引渡）

お客様は、前条第1項の調整完了後、7日以内に関連製品の確認を行い検査終了後、直ちにその検査結果を弊社に口頭もしくは書面にて通知するものとします。

2. 前項にかかわらず、弊社が本件製品を中古品として販売する場合本件製品は現状有姿にて引き渡されるものとし、弊社は種類及び数量以外のいかなる契約不適合責任も負わず、お客様は不足分の引渡し以外の履行の追完を請求できないものとします。

3. お客様の履行の追完請求は、弊社に故意又は過失がある場合を除き、弊社による引渡完了後1年以内に不適合を弊社に通知した場合に限られるものとします。

第5条（支払）

本件製品の購入代金の支払期日および支払方法は第2条の定めるところによって個別契約書で定めます。

2. 前項により支払われた対価は、いかなる理由によっても返還されるものではありません。

3. お客様は、消費税等の租税が増額された場合には、その増額分を弊社の請求に従い支払うものとします。

4. 弊社からの請求に対し、お客様は個別契約で定める支払期日までに、個別契約で定めた方法により支払うものとします。なお、振込の場合、振込手数料はお客様の負担となります。

第6条（所有権の移転）

本件製品の所有権はお客様の支払完了を条件に、弊社からお客様へ移転するものとします。

2. お客様は、前項の所有権移転の時期まで本件製品を善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。

第7条（危険負担）

本件製品設置前に生じた本件製品の滅失、毀損、故障、その他一切の損害はお客様の責に帰すべきものを除き弊社の負担とし、設置後に生じたこれらの損害は弊社の責に帰すべきものを除きお客様の負担となります。

第8条（ハードウェアの保守）

本件製品の保守については、その製造メーカー等との間で保守契約を締結することを前提とします。

第9条（責任の範囲）

本件製品に起因する損害について弊社は一切の責任を負わないものとします。

以上